

令和2年

第3回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和2年3月27日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和2年 第3回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和2年第3回阿賀野市農業委員会総会は、令和2年3月27日(金) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 曾 我 憲 司	2番 渡 辺 隆	3番 上 松 千 恵
4番 本 間 多佳子	5番 皆 川 光 浩	6番 見尾田 正 行
7番 阿 部 萬紀夫	8番 齋 藤 瑞 穂	9番 菅 井 茂
10番 渡 邊 悟	11番 五十嵐 佐 敏	
13番 松 田 昭 悦	14番 笠 原 尚 美	
16番 大 堀 哲 男	17番 小 林 章 男	18番 相 馬 重 男
19番 小 嶋 覚		

○推進委員

1番 渡 邊 聡	2番 加 藤 卓 也	3番 辻 繁 雄
4番 中 村 孝 幸	5番 宮 嶋 市 郎	6番 能勢山 嘉 雄
7番 羽 田 正 栄	8番 上 松 浩 二	9番 小 林 隆 司
10番 伊 藤 剛 栄		12番 長谷川 政 男
13番 松 崎 学	14番 青 木 等	15番 蕪 木 緑

3 欠席委員

○農業委員 12番 遠 山 登 15番 柳 壽 一

○推進委員 11番 細 山 徹 也

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	佐 藤 浩 治
事務局次長	木 村 秀 行
農業経営改善支援センター 主幹	山 崎 一 之
農地調整係 主任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について
日程第5	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

- 日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第8 議案第4号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事について
- 日程第9 その他

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋）	<p>定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。 只今の出席委員は 17名です。定足数に達しております。 本日の欠席委員は12番 遠山 委員、15番 柳 委員の2名です。 推進委員の欠席は11番 細山 推進委員です。 それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。 11番 五十嵐 委員、13番 松田 委員、14番 笠原 委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、11番 五十嵐 委員、13番 松田 委員、14番 笠原 委員にすることに決定いたしました。 続きまして日程第2 会期の決定についてお諮りします。 会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに、決定しました。 本日の書記は、佐藤 事務局長、木村 次長、山崎 主幹、長谷川主任であります。 それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。 長谷川主任、お願いします。</p>
事務局 （長谷川）	<p>議案書の1ページをご覧ください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。 議案書の読み上げ方を、貸出人・借受人欄を省略し「受付番号」・「土地の所在」・「地目」の順に読み上げさせていただきます。 最初に農事組合法人「夢の谷ファーム」設立に伴う借手変更の解約が多数提出されていますので一括して説明いたします。 農地法3条 賃貸借権設定の解約7件、農用地利用集積計画 賃貸借権 設定の解約24件、合計31件、61筆24,331㎡の解約で、受付番号「152番・160番・163番・165番・171番・175番・176番・149番・150番・151番・153番・154番・155番・156番・157番・158番・159番・161番・162番・164番・166番・167番・168番・169番・170番・172番・173番・174番・177番・178番・179番」です。 なお、農地利用集積円滑化事業による農協と所有者との解約1件も含まれております。 続きましてただいま報告しました案件以外の案件を説明いたします。 2ページをご覧ください 農地法第3条使用借権設定の解約になります。 受付番号188番、小浮字楯瀬（タテセ）、地目、台帳・現況がともに田、地積643㎡です。 契約の内容が平成10年5月1日から令和16年3月31日まで、解約事由が「借り手の</p>

変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年3月10日です。

続きまして農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約になります。

受付番号146番、上高関字高割(タカワリ)、地目、台帳・現況がともに田、地積1,171㎡です。

契約の内容が平成23年3月21日から令和3年3月20日まで、解約事由が「契約内容変更のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年3月5日です。

受付番号147番、猫山字太田(オオタ)、地目、台帳・現況がともに田、地積2,023㎡、これを含めまして合計2筆で3,178㎡です。

契約の内容が平成27年2月11日から令和7年2月10日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年3月5日です。

農地利用集積円滑化事業であり、148番案件も同様であります。

10ページになります。

受付番号180番、野村字家ノ前(イエノマエ)、地目、台帳・現況がともに田、地積1,114㎡、これを含めまして合計2筆で3,361㎡です。

契約の内容が平成29年4月11日から令和4年2月10日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年3月9日です。

受付番号181番、野村字家ノ前(イエノマエ)、地目、台帳・現況がともに田、地積1,761㎡、これを含めまして合計5筆で6,181㎡です。

契約の内容が平成29年4月11日から令和4年2月10日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年3月9日です。

11ページになります。

受付番号182番、庄ヶ宮字野々宮(ノノミヤ)、地目、台帳・現況がともに田、地積502㎡、これを含めまして合計18筆で9,981㎡です。

契約の内容が平成30年5月11日から令和3年2月10日まで、解約事由が「借受人の後継者耕作」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年3月9日です。

13ページになります。

受付番号187番、上高関字高割(タカワリ)、地目、台帳・現況がともに田、地積1,513㎡、これを含めまして合計2筆、3,524㎡です。

契約の内容が平成24年4月11日から令和4年4月10日まで、解約事由が「契約内容変更のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年3月9日です。

受付番号189番、山口字島崎(シマザキ)、地目、台帳・現況がともに田、地積1,014㎡、これを含めまして合計2筆、2,234㎡です。

契約の内容が平成30年1月11日から令和10年1月10日まで、解約事由が「耕作不便」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年3月10日です。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。

議長(小嶋)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長 (小嶋)

質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 山崎 主幹 —

続きまして、日程第4 報告第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

山崎 主幹、お願いします。

事務局
(山崎)

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。

令和2年2月27日開催の定例総会で承認された農地中間管理権設定の農地等、全26件、185筆、180,594.49㎡について、報告します。

配分は18件、移転8件となっております

配分については、議案書の22ページからとなります。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げを省略します。

配分案件の期間は、令和2年4月28日、新潟県が公告をすることから、令和2年4月29日開始、終了は令和12年3月10日です。

賃貸借料は固定です。配分の移転については、14ページから21ページ、32番から39番案件です。移転の理由は、耕作者変更です。

移転後の開始期間は、令和2年4月28日からで、終期、賃貸借料は各案件、固定となっております。

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業農用地等借受申出登録者です。

以上で報告第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、説明を終わります。

議長 (小嶋)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長 (小嶋)

質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 長谷川主任 —

続きまして、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

長谷川主任、お願いします。

事務局
(長谷川)

議案書の35ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

今月の申請件数は、所有権移転4件、9筆で面積が9,039㎡です。

使用貸借権の設定が2件、25筆で面積が25,968㎡でした。

最初に所有権移転を説明します。

受付番号44番、水原字西豆田(ニシマメダ)、地目、台帳・現況がともに田、地積1,885㎡、これを含めまして合計5筆で4,608㎡です。

譲受・譲渡理由は「新規就農」と「農業廃止」です。

契約の内容は、総額で2,304,000円の売買です。

受付番号45番、布目字下野地(シモヤチ)、地目、台帳・現況がともに畑、地積386㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。

契約の内容は、総額で38,600円の売買です。

受付番号46番、姥ヶ橋字古田(フルタ)、地目、台帳・現況がともに田、地積1,523㎡、これを含めまして合計2筆で2,022㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。

契約の内容は、47番案件との交換です。

36ページになります。

受付番号47番、城字浦田(ウラタ)、地目、台帳・現況がともに田、地積2,023㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。

契約の内容は、46番案件との交換です。

続きまして使用貸借権の設定となります。

受付番号43番、水原字西豆田(ニシマメダ)、地目、台帳・現況がともに田、地積1,975㎡です。

譲受・譲渡理由は「新規就農」と「子への貸付」です。

受付番号48番は経営移譲年金受給中の為の再設定になりますので説明を省略いたします。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長(小嶋)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

なお、所有権移転の44番案件・使用貸借権設定の43番案件の受人は、新規参入であります。

農業参入審査会を実施しておりますので、見尾田農地部会長より報告があります。

委員
(見尾田)

6番 見尾田です。それでは報告いたします。
農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積、50aに満たない受人が新規就農計画書を提出した案件1件があり、事前聴取したので報告します。
提出のあった新規就農計画書に基づき、六役と本会事務局長及び阿賀野市農林課農林企画係員で、審査させていただきました。
議案書35、36頁をご覧ください。
申請者は、議案書の議案第1号 農地法第3条の所有権移転44番売買案件と使用貸借権設定43番の受け人です。
申請者の年齢は37歳、実家は昔からの農家であり、父親が14町ほどの水稻を作付けしている農家であります。
年齢的にも新規就農者として大いに期待できる場所ですが、地域の高齢者で離農される方の農地を受け入れていきたいという思いがあり、地域の中心的な担い手となれるような農業経営を目指していきたいということです。
営農収支に関する事項、地域との調和要件に関する事項、全部効率利用に関する事項、農業常時従事に関する事項の4項目すべて適正である旨の意見が北蒲みなみ農協 代表理事組合長より書面で付されております。
審査会は、阿賀野市農業委員会農業参入の申請等に係る取扱基準 第5条の審査基準に適合するため、計画書の内容は妥当なものと判断しました。
以上、報告を終わりますが、皆さんの慎重なるご審議をよろしくお願いします。

議長 (小嶋)

ありがとうございました。
これから審議に入りますが、所有権移転の44番案件の譲受人、使用貸借権設定の43番案件の譲渡人及び譲受人は、17番 小林 委員が関係者となっております。
また、同じく使用貸借権設定の48番案件の譲受人は、10番 渡邊 悟 委員が関係者となっております。
いずれも農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、関係者からは退室をお願いし、該当する案件から先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長 (小嶋)

異議がないようですので、そのようにいたします。
最初に、所有権移転の44番案件、使用貸借権設定の43番案件について、審議いたしますので、17番 小林 委員の退室をお願いいたします。

— 小林 委員 退室 —

小林 委員が退室されましたので、審議いたします。
所有権移転の44番案件、使用貸借権設定の43番案件について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長 (小嶋)

質疑なしと認めます。
お諮りします。所有権移転の44番案件、使用貸借権設定の43番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
よろしいでしょうか。

委員

(「異議なし」の声)

議長（小嶋） 異議なしと認めます。従いまして、所有権移転の４４番案件、使用貸借権設定の４３番案件について、原案のとおり承認すること決定いたしました。
１７番 小林 委員の入室をお願いいたします。

— 小林 委員 入室 —

小林 委員が着席されましたので、続けます。
続きまして、使用貸借権設定の４８番案件について、審議いたしますので、１０番 渡邊 悟 委員の退室をお願いいたします。

— 渡邊 悟 委員 退室 —

渡邊 悟 委員が退室されましたので、審議いたします。
使用貸借権設定の４８番案件について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委 員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。使用貸借権設定の４８番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
よろしいでしょうか。

委 員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。
従いまして、使用貸借権設定の４８番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
１０番 渡邊 悟 委員の入室をお願いいたします。

— 渡邊 悟 委員 入室 —

渡邊 悟 委員が着席されました。
続きまして、今程決定した議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委 員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。先程決定した議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。従いまして、先程決定した議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
これで、議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について、全て原案のとおり承認することに決定いたしました。

事務局
(長谷川)

続きまして、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

長谷川主任、お願いします。

議案書40ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号42番、賃貸借権設定による一時転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字寄ノ越(ヨリノコシ)、地目、台帳・現況がともに田、地積が1,993㎡、これを含めまして合計14筆で15,318㎡です。

転用目的は陸砂利採取事業で、資金計画は記載のとおりです

工事期間が令和2年4月20日から令和3年10月19日まで、農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、圃場整備を行いより良い農地に復旧するための手段として、陸砂利採取を実施するものです。

場所につきましては、41・42ページの位置図・案内図をご覧ください。上江端集落開発センターの北側に位置しております。

43ページには更正図を添付し、申請地を太枠で囲んで表示しております。

44ページには、土地利用計画を掲載しました。

45ページには、全体土地利用計画図を掲載しております。本申請は第15期となっております。図面の斜線で表示している部分になります。

46ページになります。

受付番号43番、賃貸借権設定による一時転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が東町字隠居免(インキョメン)、地目、台帳・現況がともに田、地積2,023㎡の内378.45㎡、これを含めまして合計2筆で4,046㎡の内756.90㎡です。

転用目的は陸砂利採取に伴う搬出入路で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和2年4月20日から令和5年4月19日まで、農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、分田・上江端・東町地内の陸砂利採取事業の実施に伴い、搬出入路として使用するものです。

場所については47・48ページの位置図・案内図をご覧ください。

上江端集落の北側の農地で、○で囲んでいる場所です。

49ページは更正図、搬出入路計画図になります。申請地を太枠で囲んで表示しています。

50ページには砂利採取計画全体の土地利用計画図に申請地を塗り潰しで表示しております。申請地は、平成31年1月18日付け、阿農委第530032号で5条許可を得て砂利採取を行い、砂利採取は申請地の砂利採取はほぼ終わりましたが、砂利採取終了後に周囲の砂利採取に伴う搬入出路として使用するものです。

砂利採取事業の完了届はまだ提出されていませんが、完了届を提出すると本案件が許可になるまで周囲の砂利採取が出来なくなるため、砂利採取完了の直前で搬入出路としての転用申請をするものです。なお、許可書は砂利採取の完了届の提出を待って交付します。

51ページになります。

受付番号44番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が山口町二丁目、地目、台帳・現況がともに畑、地積が 291 m²です。

転用目的は個人住宅建築用地で資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和 2 年 5 月 1 日から令和 2 年 8 月 31 日まで、農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており第 3 種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は現在アパートに居住していますが、子供ができ将来のために実家の近くに家を建てたいと考えていましたが、この度、おじから実家の隣にある畑を譲ってもらえることになり、当該地を購入して住宅を新築するものです。

場所につきましては、5 2・5 3 ページの位置図・案内図をご覧ください。

山口町二丁目、国道 49 号線近くの住宅地の中にある農地であります。

5 4 ページには更正図に申請地を太枠で囲って表示しております。

5 5 ページに土地利用計画図及び排水計画図を掲載しました。生活雑排水については合併浄化槽を設置し側溝へ放流します。周囲は東側のみ畑があり既設の土留があります。雨水等も前面道路側溝に排水し、隣接に害に及ぼさぬようにする計画です。

5 6・5 7 ページは、建物平面図・立面図となっています。

以上で議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

4 2 案件・4 3 番案件・4 4 番案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、続けて、現地確認委員の報告をお願いします。

4 2 番案件について、4 番 本間 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員
（4 番本間）

4 番本間です。3 月 23 日、委員、事務局 6 名で現地確認を行ってまいりました。事務局の説明のとおりであります。4 5 ページをご覧くださいとわかると思いますが、周辺もすでに砂利採取を順次行っているところで信頼できる業者さんでもありますし、問題ないと見て参りました。以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続いて、4 3 番案件について、1 1 番 五十嵐 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員
（11 番五十嵐）

1 1 番五十嵐です。ただ今本間さんが言われたメンバーで見て参りました。現場は搬出入路であり面積も小さくこの辺り一帯の継続事業でもあり業者さんも信用できる業者さんですので何ら問題ないと見て参りました。以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続いて、4 4 番案件について、1 番 曾我 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員
（1 番曾我）

1 番曾我です。3 月 23 日、本間さんの言われたメンバーで見て参りました。5 4 ページを見ていただくと、公衆用道路のところに U 字溝がございまして、ここに雨水を流す計画です。申請者ご本人もいらっしやいまして説明をお聞きし、問題ないものと見て参りました。

議長（小嶋）

ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。

これから審議に入ります。議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、
原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による
許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。
ここで、説明員を交代します。

— 説明員 交代 山崎主幹 —

議長 (小嶋) 続きまして、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利
用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 山崎 主幹、お願いします。

事務局 (山崎) 説明の前に議案書の訂正をお願いします。

137ページをご覧ください。

25番案件で賃貸借料 10a 当たり 19,000 円とありますが、25,000 円と訂正をお願い
します。

それでは議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の
決定について説明申し上げます。

表紙をご覧ください。全体の受付状況を申し上げます。

今月の受付状況は

・所有権移転	9件	17筆	25,452 m ²
・賃貸借権設定	79件	389筆	279,822.38 m ²
・使用貸借権設定	6件	13筆	15,248 m ²
・農地中間管理権設定	31件	311筆	398,512 m ² となります。

最初に所有権移転の案件です。

議案書は、58ページからとなっております。

譲渡人、譲受人の読み上げを省略させていただきます。

受付番号、土地の所在地、台帳・現況地目、地積、内容順に申し上げます。

なお、譲受人のみなさんは、「認定農業者」又は、「あっせん譲受等 候補者名簿」
登載者です。

受付番号1番、土地の所在が新座、台帳・現況とも田、985 m²、1筆を10a 当り
74万円で売買するものです。

受付番号2番、土地の所在が上江端字新座裏、台帳・現況とも田、515 m²、1筆を
10a 当り74万円で売買するものです。

受付番号3番、土地の所在が島瀬字大川原、台帳・現況とも田1,825 m²、1筆を10a
当り60万円で売買するものです。

受付番号4番、土地の所在が千唐仁字浦島 台帳・現況とも田、495 m² これを含め
合計2筆、809 m²を10a 当り60万円で売買するものです。

受付番号5番、土地の所在が野田字野田裏、台帳・現況とも田、2,461 m²、1筆10a
当り70万円で売買するものです。

受付番号6番、土地の所在が下山屋字前田、台帳・現況とも田、2,032 m²、これを含め
合計2筆4,049 m²を10a 当り70万円で売買するものです。

59ページをご覧ください。

受付番号7番、土地の所在が村岡字稗田、台帳・現況とも田、2,022 m²、これを含め合計2筆4,058 m²を総額240万円で売買するものです。

受付番号8番、土地の所在が下一分字山ノ下、台帳・現況とも田、2,590 m²、これを含め合計6筆8,924 m²を10a当り50万円で売買するものです。

60ページをご覧ください。

受付番号9番、土地の所在が福永字砂山、台帳・現況とも田、1,826 m²、1筆を総額100万円で売買するものです。

続きまして、賃貸借権の設定について説明申し上げます。

なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

61ページをご覧下さい。

受付番号1番、土地の所在が女堂字花立、台帳・現況とも田、362 m²、これを含め合計3筆、1,244 m²を令和2年4月11日から令和4年2月10日まで、10a当たりコシヒカリ90kgで賃貸借するものです。

受付番号2番、土地の所在が京ヶ島字古阿賀、台帳・現況とも田、876 m²、これを含め合計15筆、9,550 m²を令和2年4月11日から令和7年3月10日まで、10a当たり18,000円、15,000円、13,000円で賃貸借するものです。

71ページをご覧下さい。

受付番号31番、土地の所在が百津字六日野、台帳・現況とも田、1,014 m²、これを含め合計2筆2,035 m²を令和2年4月11日から令和4年3月10日まで、10a当たり23,900円で賃貸借するものです。

受付番号32番、土地の所在が百津字六日野、台帳・現況とも田、131 m²、これを含め合計6筆、2,510 m²を令和2年4月11日から令和4年3月10日まで、10a当たり23,900円で賃貸借するものです。

72ページをご覧下さい。

受付番号33番、土地の所在が百津字六日野、台帳・現況とも田、816 m²、1筆を令和2年4月11日から令和4年3月10日まで10a当たり23,900円で賃貸借するものです。

76ページをご覧下さい。

受付番号41番、土地の所在が京ヶ島字古阿賀、台帳・現況とも田、459 m²、これを含め合計14筆、13,288 m²を令和2年4月11日から令和7年4月10日まで、10a当たり22,000円、20,000円、18,000円で賃貸借するものです。

78ページをご覧下さい。

受付番号43番、土地の所在が京ヶ島字古阿賀、台帳・現況とも田、193 m²、1筆を令和2年4月11日から令和7年4月10日まで、10a当たり18,000円で賃貸借するものです。

受付番号46番、土地の所在が小浮字鳥尻、台帳・現況とも田、1,010 m²、これを含め合計18筆、16,990 m²を令和2年4月11日から令和12年4月10日まで10a当たりコシヒカリ120kg円で賃貸借するものです。

80ページをご覧下さい。

受付番号50番、土地の所在が今板字杉の下、台帳・現況とも田、1,037 m²、1筆を令和2年4月11日から令和12年4月10日まで、10a当たりコシヒカリ60kgで賃貸借するものです。

81ページをご覧下さい。

受付番号52番、土地の所在が猫山、台帳・田・現況、畑、747 m²、1筆を令和2年4月11日から令和7年3月10日まで、10a当たり10,000円で賃貸借するものです。

84ページをご覧下さい。

受付番号55番、土地の所在が六野瀬字南郷、台帳・現況とも田、790 m²、これを含め合計2筆、1,444 m²を令和2年4月11日から令和7年3月10日まで、総量コシヒカリ50kgで賃貸借するものです。

85ページをご覧下さい。

受付番号58番、土地の所在が粕島字宮通り、台帳・現況とも田、558㎡、これを含め合計6筆、6,043㎡を令和2年4月11日から令和12年4月10日まで、10a当たりコシヒカリ120kgで賃貸借するものです。

86ページをご覧ください。

受付番号60番、土地の所在が京ヶ島字居前、台帳・現況とも田、1,008㎡、これを含め合計5筆、6,530㎡を令和2年4月11日から令和7年4月10日まで、10a当たり23,000円で賃貸借するものです。

95ページをご覧ください。

受付番号78番、土地の所在が上一分字家ノ前、台帳・現況とも田、988㎡、これを含め合計16筆、11,473㎡を令和2年4月11日から令和3年2月10日まで、10a当たり10,000円で賃貸借するものです。

100ページをご覧ください。

受付番号84番、土地の所在が保田字上野林、台帳・現況とも田、753㎡、これを含め合計6筆、7,191㎡を令和2年4月11日から令和7年2月10日まで、10a当たりコシヒカリ80kgで賃貸借するものです。

101ページをご覧ください。

受付番号85番、土地の所在が福永字小野地、台帳・現況とも田、607㎡、1筆を令和2年4月11日から令和6年3月10日まで、10a当たりコシヒカリ80kgで賃貸借するものです。

受付番号86番、土地の所在が猫山字居前、台帳・田、現況・畑、607㎡、1筆を令和2年4月11日から令和6年3月10日まで10a当たり10,000円で賃貸借するものです。

104ページをご覧ください。

受付番号88番、土地の所在が福永字大野地、台帳・現況とも田、548㎡、これを含め合計6筆、2,723㎡を令和2年4月11日から令和7年2月10日まで、10a当たりコシヒカリ80kgで賃貸借するものです。

続きまして、使用貸借権の設定について、説明いたします。

105ページをご覧ください。

受付番号44番、土地の所在が西岡字申新田、台帳・現況とも田、265㎡、1筆を令和2年4月11日から令和12年3月10日まで、使用貸借するものです。

受付番号45番、土地の所在が分田字多割、台帳・現況とも田、373㎡、1筆を令和2年4月11日から令和12年3月10日まで、使用貸借するものです。

106ページをご覧ください。

受付番号62番、土地の所在が上一分字家ノ前、台帳・現況とも田、2,121㎡、これを含め合計2筆、4,159㎡を、令和2年4月11日から令和4年4月10日まで、使用貸借するものです。

受付番号63番、土地の所在が上一分字山ノ下、台帳・現況とも田、1,002㎡、これを含め合計3筆、4,037㎡を、令和2年4月11日から令和4年4月10日まで、使用貸借するものです。

最後に中間管理権設定になります。

108ページをご覧ください。

受付番号1番、土地の所在が次郎丸字片田、台帳・現況とも田、98㎡、1筆を10a当たり23,000円で中間管理権を設定するものであります。

今月の農地中間管理権の期間は、すべて令和2年4月11日から令和12年4月10日まで10年間の設定ですので、以降、期間の読み上げを省略します。

受付番号2番、土地の所在が笹岡字杉本、台帳・現況とも田、413㎡、これを含め合計23筆、29,979㎡を10a当たり23,000円、16,385円で設定するものであります。

110ページをご覧ください。

受付番号3番、土地の所在が本明字大田、台帳・現況とも田、1,755㎡、これを含め合計10筆、16,354㎡を10a当たり23,000円で設定するものであります。

111ページをご覧ください。

受付番号4番、土地の所在が新座下、台帳・現況とも畑、645㎡、これを含め合計10筆17,679㎡を10a当たり24,000円、0円で設定するものであります。

受付番号5番、土地の所在が赤水字家ノ裏、台帳・現況とも田、2,045㎡、これを含め合計11筆、20,196㎡を10a当たり24,000円で設定するものであります。

114ページをご覧ください

受付番号6番、土地の所在が新保字駒込、台帳・現況とも田、992㎡、これを含め合計18筆、17,158㎡を10a当たり17,000円、13,000円、10,000円、0円で設定するものであります。

116ページをご覧ください

受付番号7番、土地の所在が水原字堂田、台帳・現況とも田、1,926㎡、1筆を10a当たり25,000円で設定するものであります。

受付番号8番、土地の所在が水原字下ヶ江、台帳・現況とも田、247㎡、これを含め合計18筆、20,149㎡を10a当たり25,000円で設定するものであります。

118ページをご覧ください

受付番号9番、土地の所在が水原字伊賀穂、台帳・現況とも田、1,700㎡、これを含め合計18筆、23,489㎡を10a当たり25,000円と0円で設定するものであります。

120ページをご覧ください

受付番号10番、土地の所在が水原字拾俵、台帳・現況とも田、1,968㎡、これを含め合計11筆、21,716㎡を10a当たり25,000円で設定するものであります。

121ページをご覧ください

受付番号11番、土地の所在が水原字栗山田、台帳・現況とも田、985㎡、これを含め合計18筆、27,122㎡を10a当たり25,000円、0円で設定するものであります。

123ページをご覧ください

受付番号12番、土地の所在が下条字境塚、台帳・現況とも田、1,024㎡、これを含め合計7筆、7,168㎡を10a当たり30,000円、0円で設定するものであります。

124ページをご覧ください

受付番号13番、土地の所在が水原字下ヶ江、台帳・現況とも田、2,371㎡、これを含め合計3筆、3,252㎡を10a当たり25,000円で設定するものであります。

受付番号14番、土地の所在が水原字栗山田、台帳・現況とも田、1,629㎡、これを含め合計15筆、26,734㎡を10a当たり25,000円で設定するものであります。

126ページをご覧ください

受付番号15番、土地の所在が七石字次郎渕、台帳・現況とも田、806㎡、これを含め合計11筆、6,232㎡を10a当たり25,000円、0円で設定するものであります。

127ページをご覧ください

受付番号16番、土地の所在が七石字次郎渕、台帳・現況とも田、2,023㎡、これを含め合計15筆、17,551㎡を10a当たり25,000円、0円で設定するものであります。

129ページをご覧ください

受付番号17番、土地の所在が久保字向、台帳・現況とも田、2,369㎡、これを含め合計2筆、4,724㎡を10a当たり19,000円で設定するものであります。

受付番号18番、土地の所在が宮下字上谷地、台帳・現況とも田、314㎡、これを含め合計25筆、23,017㎡を10a当たり18,000円、0円で設定するものであります。

132ページをご覧ください

受付番号19番、土地の所在が宮嶋字道下、台帳・現況とも田、266㎡、これを含め合計3筆、920㎡を10a当たり18,000円で設定するものであります。

受付番号20番、土地の所在が宮島字川端、台帳・現況とも田、1,306㎡、これを含め合計14筆、14,195㎡を10a当たり18,000円で設定するものであります

134ページをご覧ください

受付番号21番、土地の所在が宮島字川端、台帳・現況とも田、1,002㎡、これを含め合計3筆、2,175㎡を10a当たり18,000円で設定するものであります

受付番号22番、土地の所在が宮島字家ノ越、台帳・現況とも田、1,011㎡、これを含

め、合計3筆、2,599㎡を10a当たり18,000円で設定するものであります

受付番号23番、土地の所在が宮島字家下、台帳・現況とも田、982㎡、これを含め合計22筆19,618㎡を10a当たり18,000円、0円で設定するものであります

137ページをご覧ください

受付番号24番、土地の所在が金沢字砂押、台帳・現況とも田、1,295㎡、1筆を10a当たり18,000円で設定するものであります

受付番号25番、土地の所在が上西野、台帳・現況とも田、1,668㎡、これを含め合計3筆、4,389㎡を10a当たり25,000円で設定するものであります

受付番号26番、土地の所在が上西野、台帳・現況とも田、10,000㎡、これを含め合計12筆、29,055㎡を10a当たり25,000円で設定するものであります

139ページをご覧ください

受付番号27番、土地の所在が庄ヶ宮字家裏、台帳・現況とも田、938㎡、これを含め合計4筆、2,021㎡を10a当たり25,000円で設定するものであります

受付番号28番、土地の所在が水原字千刈、台帳・現況とも田、1,323㎡、これを含め合計4筆、6,222㎡を10a当たり25,000円、0円で設定するものであります

受付番号29番、土地の所在が水原字下ヶ江、台帳・現況とも田、1,276㎡、これを含め合計12筆、9,062㎡を10a当たり25,000円で設定するものであります。

141ページをご覧ください

受付番号30番、土地の所在が宮島字家下、台帳・現況とも田、983㎡、1筆を10a当たり18,000円で設定するものであります

受付番号31番、土地の所在が水原字栗山田、台帳・現況とも田、2,030㎡、これを含め合計12筆、21,434㎡を10a当たり25,000円で設定するものであります

以上であります。農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

- ・農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である、
- ・農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- ・農作業に、常時 従事すると 認められること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である、
 - ①地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ②利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていること。の各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、「許可相当」と報告をいただいております。

以上で、議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、賃貸借権設定の15番案件、54番案件の譲受人は、「農事組合法人 分田三鼎会」であり、13番 松田 委員が関係者となっております。

また、賃貸借設定の31番案件から33番案件まで、40番案件、65番案件の譲受人は「農事組合法人ファームホリコシ」であり、5番 皆川 委員が関係者となっております。

また、賃貸借設定の52番案件、86番案件の譲受人は、1番 曾我 委員が関係者であります。

また、賃貸借設定の59番案件、81番案件の譲受人は、譲受人が、「本間 大志（たいし）氏」であり、4番 本間 委員が関係者であります。

いずれも農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、関係者からは退室をお願いし、該当する案件から先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議がないようですので、そのようにいたします。
最初に、賃貸借権設定の15番案件、54番案件について、審議いたしますので、13番 松田 委員の退室をお願いいたします。

— 松田 委員 退室 —

松田 委員が退室されましたので、審議いたします。
賃貸借権設定の15番案件、54番案件について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。賃貸借権設定の15番案件、54番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
よろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、賃貸借権設定の15番案件、54番案件について、原案のとおり承認すること決定いたしました。
13番 松田 委員の入室をお願いいたします。

— 松田 委員 入室 —

松田 委員が着席されましたので、続けます。
続きまして、賃貸借設定の31番案件から33番案件まで、40番案件、65番案件について、審議いたしますので、5番 皆川 委員の退室をお願いいたします。

— 皆川 委員 退室 —

皆川 委員が退室されましたので、審議いたします。
賃貸借設定の31番案件から33番案件まで、40番案件、65番案件について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。賃貸借設定の31番案件から33番案件まで、40番案件、65番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
よろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声)

議長 (小嶋)

異議なしと認めます。

従いまして、賃貸借権設定の賃貸借設定の31番案件から33番案件まで、40番案件、65番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

5番 皆川 委員の入室をお願いいたします。

— 皆川 委員 入室 —

皆川 委員が着席されましたので、続けます。

次に同じく、賃貸借権設定の52番案件、86番案件について、審議いたしますので、1番 曾我 委員の退室をお願いいたします。

— 曾我 委員 退室 —

曾我 委員が退室されましたので、審議いたします。

賃貸借権設定の52番案件、86番案件について、ご質疑がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員

(「な し」の声)

議長 (小嶋)

質疑なしと認めます。

お諮りします。賃貸借権設定の52番案件、86番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

よろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声)

議長 (小嶋)

異議なしと認めます。

従いまして、賃貸借権設定の52番案件、86番案件について、原案のとおり承認すること決定いたしました。

1番 曾我 委員の入室をお願いいたします。

— 曾我 委員 入室 —

曾我 委員が着席されましたので、続けます。

次に、賃貸借権設定の59番案件、81番案件について、審議いたしますので、4番 本間 委員の退室をお願いいたします。

— 本間 委員 退室 —

本間 委員が退室されましたので、審議いたします。

賃貸借権設定の52番案件、86番案件について、ご質疑がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員

(「な し」の声)

議長 (小嶋)

質疑なしと認めます。

お諮りします。賃貸借権設定の52番案件、86番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
よろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。
従いまして、賃貸借権設定の52番案件、86番案件について、原案のとおり承認すること決定いたしました。
4番 本間 委員の入室をお願いいたします。

— 本間 委員 入室 —

本間 委員が着席されましたので、続けます。
続きまして、今程決定した議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。先程決定した議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、先程決定した議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
これで、議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、全て原案のとおり承認することに決定いたしました。
ここで、説明員を交代します。

— 説明員 交代 佐藤局長 —

続きまして、日程第8 議案第4号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
佐藤 事務局長、お願いします。

事務局 (佐藤) 議案第4号 阿賀野市農業委員会事務局員の人事について次のとおりといたします。
お手元の議案第4号をご覧ください。
3月19日内示を受けまして、令和2年4月1日付で、転入者、次長 木村 秀行 農業委員会農地調整係長兼務、改善支援係長兼務、前任課 農業委員会 農業委員会農地調整係長兼務。
主任、涌井 公大、前任課 社会福祉課。
再任用職員 田邊 裕、前任課 公園管理事務所。
転出者、改善支援係長 中澤 明子、会計課へ。
再任用職員 長谷川 洋悦、生涯学習課 再任用職員へ、以上であります。
ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（小嶋） ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。
これから審議に入ります。議案第4号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第4号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。従いまして、議案第4号 阿賀野市農業委員会事務局職員の人事について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
続きまして、日程第9 その他について、事務局よりお願いいたします。

事務局 （特になし）

議長（小嶋） 特にないようでございますが、皆さんの方から何かございませんでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 特にないようですので、以上で、本日の総会の案件の審議は、全て終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。

— 14時38分終了—

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年3月27日

議事録署名委員 1 1 番 ⑩

議事録署名委員 1 3 番 ⑩

議事録署名委員 1 4 番 ⑩

議 長
農業委員会長 ⑩